

議案第 1 号 国分都市計画道路の変更について

1. 都市計画道路の位置付けと現況

(1) 都市計画道路の位置付け

都市施設とは

都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設であり、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくる都市施設を定め、計画的に整備します。

○都市計画法

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

(以下省略)

- 2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

○都市計画法施行令

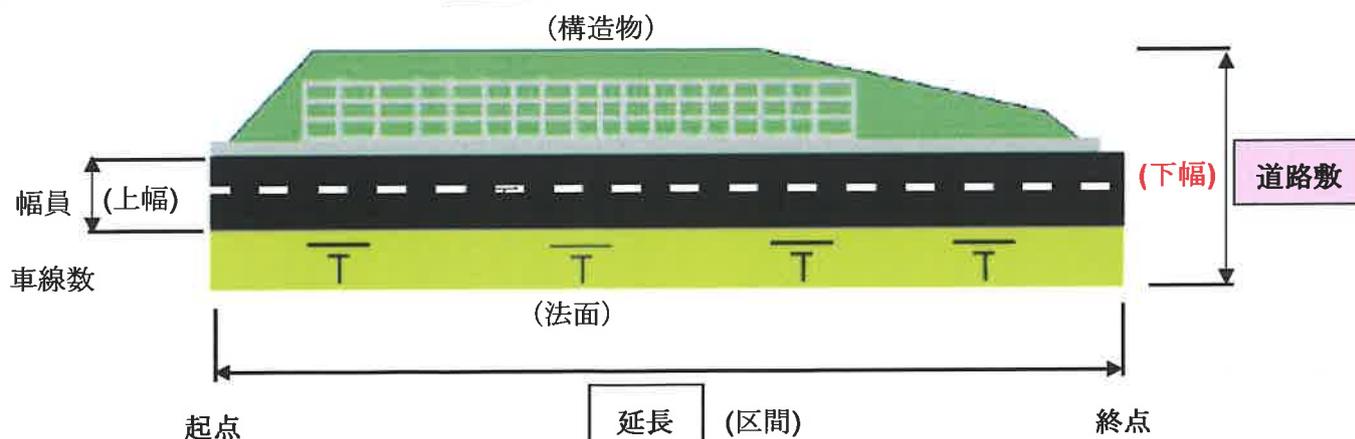
(都市施設について都市計画に定める事項)

第六条 法第十一条第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 道路 種別及び車線の数(車線のない道路である場合を除く。)その他の構造

区域：都市計画道路の範囲

(道路を真上から見た図)



都市計画図

資料 2

都 城 市

(2)霧島市都市計画道路の現況

平成31年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	都市計画道路	
		路線数	延長(km)
国分	霧島市	18	43.71
牧園		4	15.71
溝辺		7	7.25
隼人		17	34.06
福山		1	4.08
合計		47	104.81

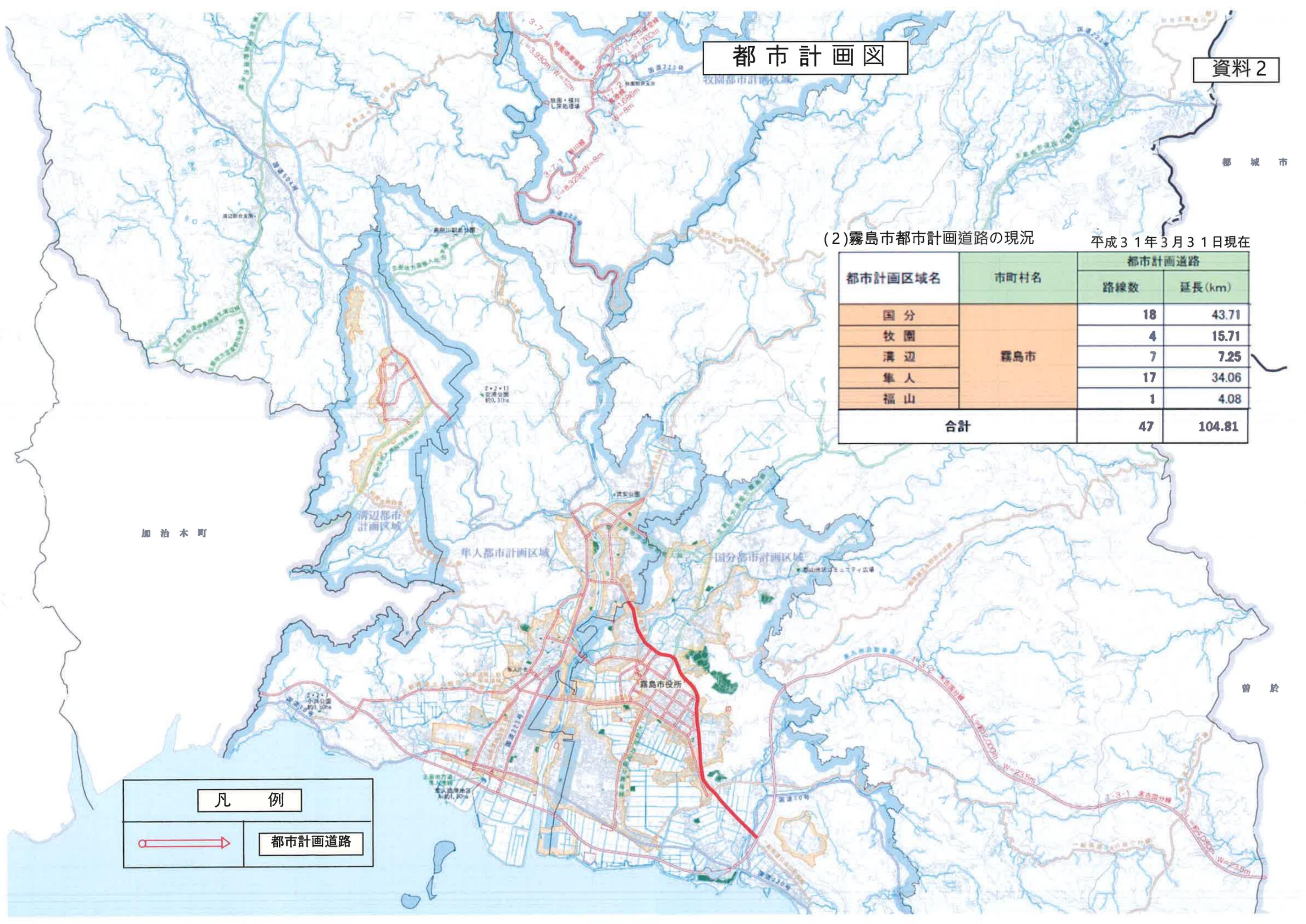
加 治 木 町

曾 於

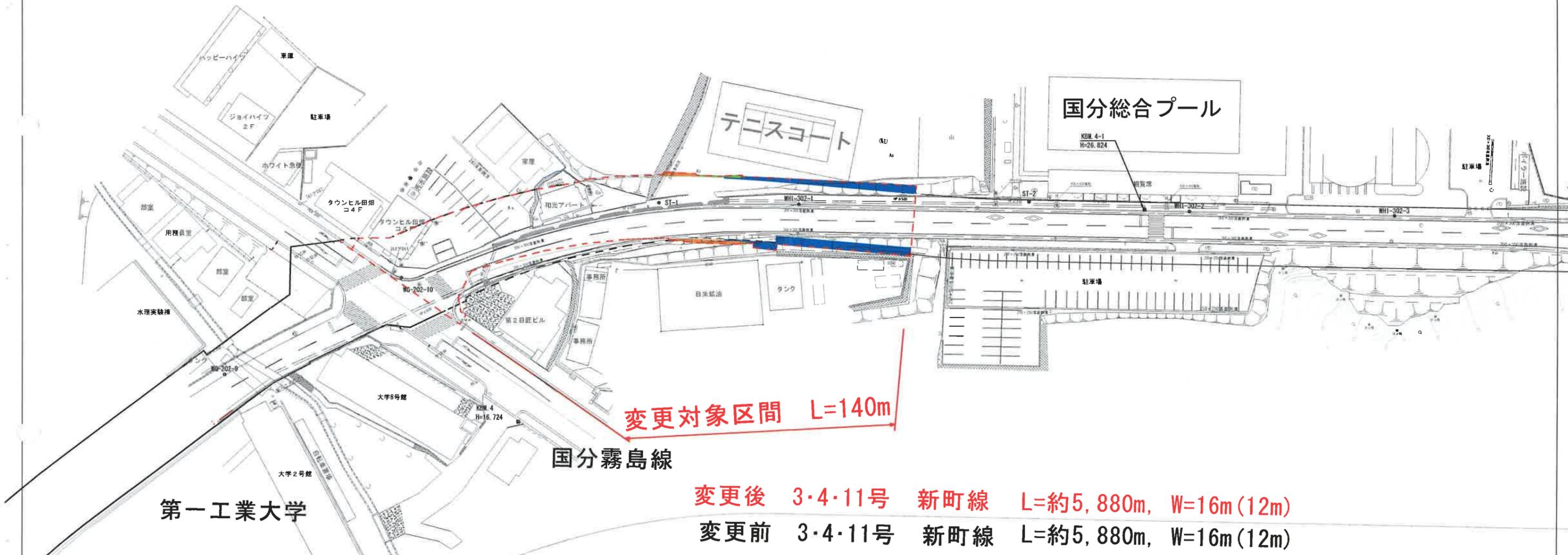
凡 例



都市計画道路



変更案



霧島市	
工事名	
路線名	3・4・11号 新町線
工事箇所	霧島市 国分中央一丁目 地内
図面種類	平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	全 業 第 号

都市計画の変更の手続き

